

関西電力株式会社及び RWE Renewables Japan 合同会社「（仮称）北海道檜山地方洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和 7 年 2 月 7 日
経 済 産 業 省
大 臣 官 房
産業保安・安全グループ

本日、環境影響評価法第 3 条の 6 の規定に基づき、「（仮称）北海道檜山地方洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、関西電力株式会社及び RWE Renewables Japan 合同会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。意見内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 北海道二海郡八雲町、檜山郡江差町、檜山郡上ノ国町及び久遠郡せたな町の沖合
- ・ 原動力の種類 : 風力（洋上）
- ・ 出 力 : 最大 1, 6 8 0, 0 0 0 k W 程度

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和 6 年 1 1 月 2 2 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 7 年 1 月 3 0 日
経 済 産 業 大 臣 意 見	令和 7 年 2 月 7 日

問合せ先：電力安全課 木全、植田
電話 0 3 - 3 5 0 1 - 1 7 4 2（直通）

関西電力株式会社及び RWE Renewables Japan 合同会社「（仮称）北海道檜山地方洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

（１）対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の位置及び規模の検討や、風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造及び配置（以下「配置等」という。）の検討においては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

（２）累積的な影響

事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中等であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に係る今後の検討状況等も踏まえ、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

（３）最新の知見の反映

本事業の調査、予測及び評価については、最新の知見、先行事例の知見及び専門家等からの助言を踏まえ、適切に実施すること。

（４）環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、環境影響の回避又は低減が困難な場合にあっては、代償措置を検討すること。

（５）事業計画の見直し

上記（１）から（４）のほか、「２．各論」において、本事業の実施による重大な影響を回避する、又は十分に低減することができない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

（６）関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。加えて、令和５年１２月に設置された「北海道檜山沖における協議会」での協議の結果を踏まえ、適切に対応すること。

２．各論

（１）騒音に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在していることから、稼働時における騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成２７年１０月環境省）、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成２９年５月環境省）その他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔を確保すること等により、騒音に係る生活環境への影響を回避し、又は極力低減すること。

（２）風車の影による影響

想定区域の周辺には、住居等が存在していることから、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備について住居等から離隔を確保すること等により、風車の影に係る生活環境への影響を回避し、又は極力低減すること。

（３）鳥類等に対する影響

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第７５号）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているオジロワシ、オオワシ等や海鳥の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突、移動の阻害等による鳥類等への重大な影響が懸念される。実際に、想定区域の海岸近くに設置されている稼働中の風力発電設備の事後調査等において、オオワシ等の猛禽類や「環境省レッドリスト2020」（令和２年３月環境省）に絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているコヤマコウモリ等のコウモリ類の死骸が多数確認されている。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類等への影響を回避し、又は極力低減すること。

（４）海生生物に対する影響

想定区域及びその周辺は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（平成２８年４月環境省）に抽出されており、また、藻場が分布していることから、本事業の実施により藻場や海生生物への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、藻場の分布状況及び海生生物の生息状況を調査し、藻場等の海生生物の生育基盤として重要な自然環境のまとまりの場が存在する区域を明らかにした上で、工事中における水の濁り等による藻場や海生生物への影響について、専門家等からの助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、藻場や海生生物への影響を回避し、又は極力低減すること。

（５）景観に対する影響

想定区域及びその周辺には、北海道立自然公園条例（昭和３３年条例第３６号）に基づき指定された狩場茂津多道立自然公園が存在しており、また、想定区域の周辺には、北海道立自然公園条例に基づき指定された檜山道立自然公園が存在している。これらの道立自然公園内には、利用施設計画に位置づけられ、主要な眺望点でもある「立象山園地」、「鮪ノ岬園地」、「鷗島園地」等が存在することから、本事業の実施により、これらの利用施設及び主要な眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により利用施設及び主要な眺望点から

の眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避し、又は極力低減すること。さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、これらの道立自然公園の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。